

| 道路の種類 | 路線名 | 区域変更する区間 | 前後 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|---------------|--------------------|------------------------------|----|-------------------|--------------|--------------|
| 主要 地方 道 | 八代鏡線 | 八代郡鏡町大字宝出 3番2地先から | 前 | 3.8 ～ 9.0 | 359.0 | 単強舗 |
| | | 同所 大字鏡町字郷開 1154番1地先まで | 後 | 5.6 ～ 9.0 | | |
| 一般 県道 | 古石天月 線 | 葦北郡芦北町大字告字川内迫 269番1地先から | 前 | 3.4 ～ 6.8 | 98.0 | 単防災 |
| | | 同所 同字 264番1地先まで | 後 | 17.0 ～ 32.6 | | |
| 一般 県道 | 坂瀬川 御領線 | 天草郡五和町大字御領字重ノ丸 2581番2地先から | 前 | 12.0 ～ 23.6 | 47.0 | 工事用迂 回路撤去 |
| | | 同所 同字 2178番1地先まで | 後 | 8.0 ～ 16.2 | | |
| 一般 県道 | 大野下停 車場西照 寺線 | 玉名郡岱明町大字古閑字古閑原 326番 地先から | 前 | 4.6 ～ 12.0 | 800.0 | 単道改 |
| | | 同所 大字西照寺字備中田 212番1地先まで | 後 | 5.8 ～ 17.2 | | |

2 区域変更する期日 平成15年12月3日

熊本県告示第1148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月3日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

| 道路の種類 | 路線名 | 供用開始する区間 | 延長 (メートル) | 備考 |
|-------|------|--------------------------------|--------------|------|
| 一般国道 | 445号 | 上益城郡矢部町大字北中島字北城ノ尾 321番6地先から | 160.0 | 国特一種 |
| | | 同所 同字 324番3地先まで | | |

2 供用開始する期日 平成15年12月3日

熊本県告示第1149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月3日

熊本県知事 潮谷 義子